

## 規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第二十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成五年埼玉県規則第三十一号）

の一部を次のように改正する。

様式第四号（裏面）中「尿処理施設」を「し尿処理施設」に改め、同様式の備考2中「尿処理施設」を「し尿処理施設」に改める。

様式第六号（裏面）添付書類4中「ヌ」を「ル」に改める。

様式第二十二号（第二面）中「尿処理施設」を「し尿処理施設」に改め、同様式（第三面）中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改め、同様式（第四面）の備考2中「尿処理施設」を「し尿処理施設」に改める。

様式第二十七号（第二面）中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改め、同様式（第三面）の備考2及び3(ロ)中「尿処理施設」を「し尿処理施設」に改める。

様式第三十一号中「第9条第6項（イ）を「第9条第6項又は第7項（イ）と」、第7条の2第4項」を「第7条の2第4項又は第5項」に改め、同様の備考1(ロ)中「第7条第5項第4号イからへまで又はチからヌまで（同号チからヌまで）」を「第7条第5項第4号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまで）」と、「同号ト」を「同号イ又はチ」に改め、同様の備考1(ロ)中「第7条第5項第4号ト」を「第7条第5項第4号チ」に改め、同様の備考1中(ロ)を(イ)と、(イ)の次に次のように加える。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第7項の規定による届出にあつては、同法第7条第5項第4号イに該当する旨を記載すること。

様式第三十一号の備考2中「第9条第6項」の次に「若しくは第7項」を加える。  
様式第三十三号（第二面）及び様式第三十五号（裏面）中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。